

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年8月13日
【四半期会計期間】	第60期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）
【会社名】	株式会社コロワイド
【英訳名】	COLOWIDE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野尻 公平
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
【電話番号】	045(274)5970
【事務連絡者氏名】	取締役 瀬尾 秀和
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
【電話番号】	045(274)5970
【事務連絡者氏名】	取締役 瀬尾 秀和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第59期 第1四半期 連結累計期間	第60期 第1四半期 連結累計期間	第59期
会計期間	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2021年4月1日 至 2021年6月30日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上収益 (百万円)	30,481	39,330	168,181
事業利益(は損失) (百万円)	5,402	1,217	8,146
税引前四半期(当期)利益(は損失) (百万円)	7,181	650	13,961
四半期(当期)利益(は損失) (百万円)	5,198	1,060	10,769
親会社の所有者に帰属する 四半期(当期)利益(は損失) (百万円)	4,189	719	9,728
四半期(当期)包括利益 (百万円)	5,402	1,049	10,946
親会社の所有者に帰属する 四半期(当期)包括利益 (百万円)	4,333	700	9,864
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	20,047	31,249	31,442
総資産額 (百万円)	241,026	261,266	263,993
基本的1株当たり四半期 (当期)利益(は損失) (円)	58.52	2.68	136.55
希薄化後1株当たり四半期 (当期)利益(は損失) (円)	58.52	2.68	136.55
親会社所有者帰属持分比率 (%)	8.3	12.0	11.9
営業活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	6,527	1,353	3,420
投資活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	4,474	368	12,924
財務活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	2,835	1,623	15,890
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	23,918	37,728	38,422

(注) 1. 当社は要約四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 上記指標は、国際会計基準(IFRS)により作成された要約四半期連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいております。
3. 第59期及び第60期における希薄化後1株当たり当期利益(は損失)は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、基本的1株当たり当期利益(は損失)と同額であります。
4. 事業利益 = 「売上収益 - 売上原価 - 販売費及び一般管理費」により計算しております。事業利益は、IFRSで定義されている指標ではありません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

財政状態

当第1四半期連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ27億26百万円減少し、2,612億66百万円となりました。これは主にその他の金融資産が9億1百万円、使用権資産が7億71百万円、現金及び現金同等物が6億95百万円、売却目的で保有する資産が5億17百万円減少したことによるものであります。

負債合計は、前連結会計年度末に比べ26億55百万円減少し、2,235億27百万円となりました。これは主に社債及び借入金38億48百万円増加したものの、未払法人所得税等が31億51百万円、営業債務及びその他の債務が23億43百万円、リース負債が10億98百万円減少したことによるものであります。

資本合計は、前連結会計年度末に比べ71百万円減少し、377億39百万円となりました。これは主に非支配株主持分が1億22百万円増加したものの、利益剰余金が1億74百万円減少したことによるものであります。

経営成績

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、中国に続いて米国においても景気が急速に回復してきたことを背景に、自動車及び自動車部品や半導体関連製品の輸出が堅調に推移しました。一方、個人消費は高級ブランド品や高機能の家電製品など、一部の分野では回復がみられているとはいえ、感染力の強い変異株の拡大のため新型コロナウイルス感染症の影響が一向に収まらないことから、対面型のサービス産業を中心に弱含みの状態のままとなっております。

外食産業におきましては、緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置によって店舗休業や営業時間の短縮、酒類の提供制限等の要請を受けており、しかも休業・時短営業協力金や雇用調整助成金の申請手続きが煩雑なことに加え、その支給が大幅に遅れております。更に外出自粛の影響で来店客数が相変わらず減少し、外食から内食へのシフトが進んでいるなど、非常に厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社グループでは引き続き「すべてはお客様の為に」をモットーにQSCAを高め、家庭ではなかなか体験できない様々な料理や高レベルのサービスをお客様に提供することによって、「楽しかった、美味しかった」とお客様に喜んで頂けるよう心掛けております。そして新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑止のために、従業員の健康・衛生管理の強化や、お客様に対する入店時の検温並びにマスク会食依頼、店舗内における密閉・密集・密接を避けるための様々な対策などを講じております。更に中食を上回る上質でお値打ち感のあるランチメニューやテイクアウト商品の拡充・強化、デリバリーサービスの推進、デパートの地下食品売り場への大戸屋における惣菜店の出店、インターネット上に実店舗では扱っていない様々なメニューを登録し提供する「バーチャルレストラン」の展開、また料理に必要なカット済みの食材や調味料、ソースをセットにして、完成度の高い食事を短時間で作れるようにする「ミールキット」の開発などを行っております。

コスト面では引き続き費用対効果の精査に努め、損益分岐点の引き下げを鋭意図っております。そのため従業員の適正な配置転換や適切な就労時間の考察に基づく人材の活性化並びに人件費の削減、賃借物件の家賃契約をはじめとする各種契約の見直しによる費用圧縮、業態転換或いは業態集約、提供メニューの工夫に基づく使用食材の歩留まり向上、需要予測の精緻化による食品廃棄ロスの低減、セントラルキッチン生産ラインにおける作業の一層の効率化、物流拠点の集約及び物流全体の最適化などに取り組んでおります。

店舗政策につきましては、直営レストラン業態を1店舗、直営居酒屋業態を1店舗、合計2店舗を新規出店し、FCレストラン業態4店舗、FC居酒屋業態2店舗、合計6店舗を直営化致しました。一方、不採算や賃貸契約の終了などにより直営レストラン業態を13店舗、直営居酒屋業態を7店舗、合計20店舗を閉店し、直営レストラン業態3店舗をFC化致しました。その結果、当第1四半期連結会計期間末の直営店舗数は1,455店舗となりました。尚、FC店舗を含めた総店舗数は2,822店舗となっております。

海外事業につきましては、新型コロナウイルス感染症が再拡大している東南アジアにおいては、厳しい状況が続いておりますが、新型コロナウイルスワクチンの接種が進んでいる米国では、不透明さは残りますが徐々に制約が解除され、回復基調となってきております。

以上のような施策を進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑止を図る必要から、営業店舗の休業や時短営業を継続して実施している影響により、既存店売上収益は前年に対しては回復傾向ではありませんが、新型コロナウイルス禍の顕在化する以前の水準には回復していません。

しかしながら当第1四半期連結累計期間の連結業績につきましては、売上収益が393億30百万円、事業利益(注)が12億17百万円、営業利益が16億18百万円、四半期利益が10億60百万円、親会社の所有者に帰属する四半期利益が7億19百万円と黒字化しております。

尚、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、政府・自治体からの店舗休業や営業時間短縮等の要請に伴う時短営業協力金53億22百万円及び雇用調整助成金12億94百万円の収入は、販売費及び一般管理費、その他の営業費用から控除並びにその他の営業収益へ計上しております。

(注)事業利益 = 「売上収益 - 売上原価 - 販売費及び一般管理費」により計算しております。

事業利益は、IFRSで定義されている指標ではありません。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

a. (株)コロワイドMD

(株)コロワイドMDは、各種食料品の商品開発・調達・製造・物流・マーチャンダイジングを行っております。

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、売上収益は145億65百万円（前年同四半期112億31百万円）、事業利益は1億4百万円（前年同期事業利益4百万円）、営業利益は63百万円（前年同四半期営業損失1億52百万円）となりました。

b. (株)アトム

(株)アトムは、主に「にぎりの徳兵衛」・「ステーキ宮」などのレストラン業態の直営飲食店チェーン及びFC事業の多店舗展開を行っております。

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、売上収益は68億12百万円（前年同四半期60億81百万円）、事業利益は7百万円（前年同期事業損失10億25百万円）、営業損失は15百万円（前年同四半期営業損失11億39百万円）となりました。

尚、店舗政策につきましては、当第1四半期連結会計期間末の店舗数は368店舗（直営357店舗、FC11店舗）となっております。

c. (株)レイズインターナショナル

(株)レイズインターナショナルは、主に「牛角」・「温野菜」・「土間土間」・「かまどか」・「手作り居酒屋 甘太郎」・「北の味紀行と地酒 北海道」・「FRESHNESS BURGER」などのレストラン及び居酒屋業態のフランチャイズ加盟店の募集、加盟店の経営指導、商品の企画販売及び食材等の供給の他、直営店舗の運営を行っております。

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、売上収益は118億1百万円（前年同四半期105億70百万円）、事業利益は11億66百万円（前年同期事業損失2億2百万円）、営業利益は13億39百万円（前年同四半期営業損失35億30百万円）となりました。

尚、店舗政策につきましては11店舗（FC6店舗・直営5店舗）の新規出店、26店舗（FC11店舗・直営15店舗）の閉鎖を行い、当第1四半期連結会計期間末の店舗数は1,670店舗（FC1,077店舗・直営593店舗）となっております。

d. カッパ・クリエイト(株)

カッパ・クリエイト(株)は、主に「かっぱ寿司」などの回転寿司の直営店の運営の他、寿司・調理パンなどのデリカ事業を行っております。

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、売上収益は165億35百万円（前年同四半期136億11百万円）、事業損失は1億60百万円（前年同期事業損失12億33百万円）、営業利益は49百万円（前年同四半期営業損失12億39百万円）となりました。

尚、店舗政策につきましては3店舗の閉鎖を行い、当第1四半期連結会計期間末の直営店舗数は315店舗となっております。

e. (株)大戸屋ホールディングス

(株)大戸屋ホールディングスは、定食店「大戸屋ごはん処」などの国内及び海外におけるチェーン展開を行うグループ会社の企画・管理・運営を行っております。尚、当社は前第2四半期連結会計期間末より同社を連結子会社化しております。

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、売上収益は40億66百万円、事業利益3億49百万円、営業利益4億6百万円となりました。

尚、店舗政策につきましては4店舗（直営2店舗・FC2店舗）を新規出店し、一方、8店舗（直営5店舗、FC3店舗）の閉鎖を行い、当連結会計年度末の店舗数は427店舗（直営148店舗、FC279店舗）となっております。

f. その他

その他は、ワールドピーコム(株)における外食事業向けセルフ・オーダー・トータル・システムの開発・販売、無線通信技術の開発・運用、(株)バンノウ水産における鮪類並びに水産物の卸売及び加工販売、(株)シルスマリアにおける生菓子、焼き菓子、チョコレート（生チョコ他）の製造・販売、(株)ココットにおける事務処理業務、(株)WORITS、

(株)ダブリューピージャパン、(株)ダイニング・クリエイションにおける飲食店経営、(株)ダイニングエールにおける給食事業運営、(株)フューチャーリンクにおけるFC事業運営となっております。

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、売上収益は48億13百万円（前年同四半期40億90百万円）、事業利益は314百万円（前年同期事業損失73百万円）、営業利益は2億94百万円（前年同四半期営業損失1億34百万円）となりました。

（注）セグメントにつきましては、「要約四半期連結財務諸表注記 5.セグメント情報」をご参照下さい。

（2）キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、営業活動によるキャッシュ・フローが13億53百万円、投資活動によるキャッシュ・フローが3億68百万円、財務活動によるキャッシュ・フローが16億23百万円、現金及び現金同等物に係る換算差額が57百万円となりました結果、前連結会計年度末に比べ6億95百万円減少し、377億28百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に減価償却費及び償却費によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に有形固定資産の取得による支出によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に長期借入金の返済による支出、リース負債の返済による支出によるものであります。

（3）経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

（4）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

（5）研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	112,999,820
優先株式	30
第2回優先株式	50
第3回優先株式	100
計	113,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	75,284,041	75,313,541	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
優先株式	30	30	非上場	単元株式数1株 (注1)
第2回優先株式	30	30	非上場	単元株式数1株 (注2)
第3回優先株式	90	90	非上場	単元株式数1株 (注3)
計	75,284,191	75,313,691	-	-

(注1) 資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、会社法第108条第1項第3号に定める内容について普通株式と異なる定めをした優先株式の内容は次のとおりであります。尚、単元株式数は1株であります。

1. 優先配当金

(1) 優先配当金の額

当社は、普通株式を有する株主（以下、普通株主という）又は普通株式の登録質権者（以下、普通登録株式質権者という）に対して剰余金の配当を行う場合（以下、期末配当という）に限り、優先株式を有する株主（以下、優先株主という）又は優先株式の登録株式質権者（以下、優先登録株式質権者という）に対して、普通株主、普通登録株式質権者、第2回優先株式を有する株主（以下、第2回優先株主という）、第2回優先株式の登録株式質権者（以下、第2回優先登録株式質権者という）、第3回優先株式を有する株主（以下、第3回優先株主という）又は第3回優先株式の登録株式質権者（以下、第3回優先登録株式質権者という）に先立ち、優先株式1株につき以下の算式に従い計算される額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）の金銭（以下、優先配当金という）を支払う。

2009年4月1日以降の事業年度に関して

優先配当金 = 100,000,000円 × (日本円TIBOR+3.00%)

「日本円TIBOR」とは、優先配当金に関する事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日）の午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）が上記の日に公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日）のロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR 6ヶ月物（360日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を日本円TIBORとする。

(2) 優先中間配当金の額

当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者、第2回優先株主、第2回優先登録株式質権者、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下、優先中間配当金という）を支払う。

優先中間配当金が支払われた場合においては、優先配当金の支払いは、優先中間配当金を控除した額による。

(3) 非累積条項

ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が優先配当金の額に達しない場合においても、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当はしない。

2. 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、普通株主、普通登録株式質権者、第2回優先株主、第2回優先登録株式質権者、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に先立ち、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、優先株式1株につき100,000,000円に本条第3項に定める経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、このほか残余財産の分配は行わない。

3. 経過優先配当金相当額

優先株式1株当たりの経過優先配当金相当額は、残余財産の分配がなされる事業年度に係る優先配当金について、1年を365日とし、残余財産の分配を行う日の属する事業年度の初日から残余財産の分配がなされる日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）とする。ただし、分配日の属する事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

4. 議決権

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

5. 買受け等
当社は、いつでも、他の種類の株式とは別に優先株式のみを買い受けることができる。
優先株主は、他の種類の株式に関する買受けについて、会社法第160条第3項の請求をなし得ず、優先株主に関する請求権に係る同条第2項の招集通知の記載を要しない。
6. 新株引受権等
当社は、優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。
7. 株式の分割又は併合
当社は、優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
8. 取得請求
優先株主は、以下の定めに従い、当社に対して、自己の有する優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。
(1) 優先株主は、2009年4月1日以降、当社の取締役会の承認を受けた場合に限り、法令上可能な範囲で、毎事業年度の末日の翌日から1ヶ月以内(以下、請求期間という)において、優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。
(2) 当社は、優先株主による取得の請求を当社の取締役会が承認した場合、優先株主から(1)に定める請求があった場合、請求期間が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会終結の日から2ヶ月以内に、優先株式1株につき100,000,000円に経過優先配当金相当額を加えた額の金銭を、取得と引換えに交付する。
(3) (2)に定める経過優先配当金相当額は、取得がなされる事業年度に係る優先配当金について、1年を365日とし、取得を行う日の属する事業年度の初日から取得がなされる日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。
(4) (1)に定める請求は、請求期間が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、請求期間が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会において、配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び請求期間が属する事業年度において、既に取得が実行又は決定された価額の合計額を控除した金額(以下、限度額という)を限度とし、限度額を超えて請求がなされた場合、抽選その他の方法により決定する。
9. 取得条項
当社は、いつでも優先株式の全部又は一部を、優先株式1株につき100,000,000円に経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、取得日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額を限度に取得することができる。
優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。上記に定める経過優先配当金相当額は、取得日が属する事業年度に係る優先配当金について1年を365日とし、取得日が属する事業年度の初日から取得がなされる日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。
10. 会社法第322条第2項に規定する定款の定め
の有無
会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。
11. 議決権を有しないこととしている理由
資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(注2) 第2回優先株式の内容は、次のとおりであります。

1. 第2回優先配当金

(1) 第 2 回優先配当金の額

当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して期末配当を行う場合に限り、第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者、第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に先立ち、第 2 回優先株式 1 株につき以下の算式に従い計算される額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する）の金銭（以下、第 2 回優先配当金という）を支払う。

2011年 4 月 1 日以降の事業年度に関して

第 2 回優先配当金 = 100,000,000円 × (日本円TIBOR + 3.5%)

「日本円TIBOR」とは、第 2 回優先配当金に関する事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日）の午前11時における日本円 6 ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、午前11時における日本円 6 ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）が上記の日に公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日）のロンドン時間午前11時におけるユーロ円 6 ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR 6 ヶ月物（360日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を日本円TIBORとする。

(2) 第 2 回優先中間配当金の額

当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者、第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に先立ち、第 2 回優先株式 1 株につき第 2 回優先配当金の 2 分の 1 に相当する額の金銭（以下、第 2 回優先中間配当金という）を支払う。

第 2 回優先中間配当金が支払われた場合においては、第 2 回優先配当金の支払いは、第 2 回優先中間配当金を控除した額による。ある事業年度において、第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第 2 回優先配当金の額に達しない場合においても、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非累積条項

(4) 非参加条項

第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対しては、第 2 回優先配当金を超えて配当はしない。

2 . 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、普通株主、普通登録株式質権者、第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に先立ち、第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対し、第 2 回優先株式 1 株につき 100,000,000円に本条第 3 項に定める第 2 回経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。

第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

3 . 第 2 回経過優先配当金相当額

第 2 回優先株式 1 株当たりの第 2 回経過優先配当金相当額は、残余財産の分配がなされる事業年度に係る第 2 回優先配当金について、1 年を 365 日とし、残余財産の分配を行う日の属する事業年度の初日から残余財産の分配がなされる日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する）とする。ただし、分配日の属する事業年度において第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対して第 2 回優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

4 . 議決権

第 2 回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

5. 買受け等
当社は、いつでも、他の種類の株式とは別に、第2回優先株式のみを買い受けることができる。
第2回優先株主は、他の種類の株式に関する買受けについて、会社法第160条第3項の請求をなし得ず、第2回優先株主に関する請求権に係る同条第2項の招集通知の記載を要しない。
6. 新株引受権等
当社は第2回優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。
7. 株式の分割又は併合
当社は、第2回優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
8. 取得請求
(1) 第2回優先株主は、2011年4月1日以降、当社の取締役会の承認を受けた場合に限り、法令上可能な範囲で、第2回優先株式1株につき100,000,000円に第2回経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、当社に対して、自己の有する第2回優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。
(2) (1)に定める第2回経過優先配当金相当額は、取得がなされる事業年度に係る第2回優先配当金について、1年を365日とし、取得を行う日の属する事業年度の初日から取得の効力発生日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。
(3) (1)に定める取得請求は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額(他の種類の株式の取得と引換えに交付される金銭の額を含む)の合計額を控除した金額(以下「限度額」という)を限度とし、限度額を超える場合は、抽選その他の方法により決定する。
9. 取得条項
(1) 当社は、取締役会決議をもって別途定める日において、第2回優先株式1株につき100,000,000円に第2回経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、第2回優先株式の全部又は一部を取得することができる。
(2) 一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。
(3) (1)に定める第2回経過優先配当金相当額は、取得日の属する事業年度に係る第2回優先配当金について、1年を365日とし、取得日の属する事業年度の初日から取得がなされる日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。
(4) (1)に定める取得は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額(他の種類の株式の取得と引換えに交付される金額の額を含む)の合計額を控除した金額(以下、限度額という)を限度とする。
10. 会社法第322条第2項に規定する定款の定め
の有無
会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。
11. 議決権を有しないこととしている理由
資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(注3) 第3回優先株式の内容は、次のとおりであります。

1. 第3回優先配当金

- (1) 第 3 回優先配当金の額
- 当社は、普通株式又は普通株式の登録株式質権者に対して期末配当を行う場合に限り、第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第 3 回優先株式 1 株につき以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する）の金銭（以下、「第 3 回優先配当金」という。）を支払う。
第 3 回優先配当金 = 100,000,000円 × 3.5%
- (2) 第 3 回優先中間配当金の額
- 当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第 3 回優先株式 1 株につき第 3 回優先配当金の 2 分の 1 に相当する額の金銭（以下、第 3 回優先中間配当金という）を支払う。
第 3 回優先中間配当金が支払われた場合においては、第 3 回優先配当金の支払いは、第 3 回優先中間配当金を控除した額による。
- (3) 非累積条項
- ある事業年度において、第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第 3 回優先配当金の額に達しない場合においても、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (4) 非参加条項
- 第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に対しては、第 3 回優先配当金を超えて配当はしない。
- 2 . 残余財産の分配
- 当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に対し、第 3 回優先株式 1 株につき、100,000,000円に第 3 項に定める第 3 回経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。
第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。
- 3 . 第 3 回経過優先配当金相当額
- 第 3 回優先株式 1 株当たりの第 3 回経過優先配当金相当額は、残余財産の分配がなされる事業年度に係る第 3 回優先配当金について、1 年を 365 日とし、残余財産の分配を行う日の属する事業年度の初日から残余財産の分配がなされる日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する）とする。ただし、分配日の属する事業年度において第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に対して第 3 回優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
- 4 . 議決権
- 第 3 回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
- 5 . 買受け等
- 当社は、いつでも、他の種類の株式とは別に第 3 回優先株式のみを買受けすることができる。
第 3 回優先株主は、他の種類の株式に関する買受けについて、会社法第 160 条第 3 項の請求をなし得ず、第 3 回優先株主に関する請求権に係る同条第 2 項の招集通知の記載を要しない。
- 6 . 新株引受権等
- 当社は、第 3 回優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。
- 7 . 株式の分割又は併合
- 当社は、第 3 回優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

8. 取得請求

(1) 第3回優先株主は、当社の取締役会の承認を受けた場合に限り、法令上可能な範囲で、第3回優先株式1株につき100,000,000円に第3回経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、当社に対して、自己の有する第3回優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。

(2) (1)に定める第3回経過優先配当金相当額は、取得がなされる事業年度に係る第3回優先配当金について、1年を365日とし、取得を行う日の属する事業年度の初日から取得の効力発生日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。

(3) (1)に定める取得請求は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額(他の種類の株式の取得と引換えに交付される金銭の額を含む)の合計額を控除した金額(以下、「限度額」という。)を限度とし、限度額を超える場合は、抽選その他の方法により決定する。

(1) 当社は、取締役会決議をもって別途定める日において、第3回優先株式1株につき100,000,000円に第3回経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、第3回優先株式の全部又は一部を取得することができる。

(2) 一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。

(3) (1)に定める第3回経過優先配当金相当額は、取得日の属する事業年度に係る第3回優先配当金について、1年を365日とし、取得日の属する事業年度の初日から取得がなされる日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。

(4) (1)に定める取得は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額(他の種類の株式の取得と引換えに交付される金額の額を含む)の合計額を控除した金額を限度とする。

9. 取得条項

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
		普通株式 75,284,041 優先株式 30				

2021年4月1日～ 2021年6月30日	-	第2回優先株式	-	18,530	-	8,248
		30 第3回優先株式				
90						

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 30	-	優先株式の内容は「1. 株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「発行済株式」の注記に記載されております。
	第2回優先株式 30	-	
	第3回優先株式 90	-	
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 250,000	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 74,875,400	748,754	同上
単元未満株式	普通株式 158,641	-	同上
発行済株式総数	75,284,191	-	-
総株主の議決権	-	748,754	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,400株含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数24個が含まれております。

【自己株式等】

2021年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社コロワイド	横浜市西区みなとみらい2-2-1	250,000	-	250,000	0.33
計	-	250,000	-	250,000	0.33

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．要約四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下、「四半期連結財務諸表規則」という。）第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」（以下、「IAS第34号」という。）に準拠して作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【要約四半期連結財務諸表】

(1)【要約四半期連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期 連結会計期間 (2021年6月30日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		38,422	37,728
営業債権及びその他の債権		14,238	14,322
その他の金融資産	8	989	1,041
棚卸資産		2,806	2,991
未収法人所得税		605	936
その他の流動資産		4,659	4,141
小計		61,719	61,159
売却目的で保有する資産		517	-
流動資産合計		62,236	61,159
非流動資産			
有形固定資産		44,339	44,166
使用権資産		27,831	27,060
のれん		81,028	81,020
無形資産		8,680	8,439
投資不動産		509	501
その他の金融資産	8	25,608	24,655
繰延税金資産		13,376	13,928
その他の非流動資産		385	338
非流動資産合計		201,757	200,108
資産合計		263,993	261,266

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期 連結会計期間 (2021年6月30日)
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	8	18,721	16,467
社債及び借入金	8	51,686	56,438
リース負債		15,286	14,320
その他の金融負債	8	22	83
未払法人所得税		3,407	256
引当金		5,514	4,500
契約負債等		238	244
その他の流動負債		8,971	10,109
流動負債合計		103,845	102,416
非流動負債			
営業債務及びその他の債務	8	4,113	4,024
社債及び借入金	8	81,885	80,982
リース負債		24,618	24,487
その他の金融負債	8	2,223	2,184
退職給付に係る負債		522	499
引当金		7,123	7,181
繰延税金負債		186	171
契約負債等		811	775
その他の非流動負債		856	808
非流動負債合計		122,337	121,111
負債合計		226,182	223,527
資本			
資本金		18,530	18,530
資本剰余金		31,302	31,302
自己株式		159	159
その他の資本の構成要素		630	649
利益剰余金		17,602	17,776
親会社の所有者に帰属する持分合計		31,442	31,249
非支配持分		6,368	6,490
資本合計		37,810	37,739
負債及び資本合計		263,993	261,266

(2) 【要約四半期連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
売上収益	5,7	30,481	39,330
売上原価		14,303	17,831
売上総利益		16,179	21,499
販売費及び一般管理費		21,581	20,282
その他の営業収益		468	687
その他の営業費用		1,517	287
営業利益又は営業損失()	5	6,450	1,618
金融収益		79	172
金融費用		809	1,141
税引前四半期利益又は税引前四半期損失 ()		7,181	650
法人所得税費用		1,983	410
四半期利益又は四半期損失()		5,198	1,060
四半期利益又は四半期損失()の帰属			
親会社の所有者		4,189	719
非支配持分		1,009	341
四半期利益又は四半期損失()		5,198	1,060
1株当たり四半期利益又は四半期損失()			
基本的1株当たり四半期利益又は四半期損失 ()(円)	9	58.52	2.68
希薄化後1株当たり四半期利益又は四半期 損失()(円)	9	58.52	2.68

(注) 売上総利益から事業利益への調整表

売上総利益	16,179	21,499
販売費及び一般管理費	21,581	20,282
事業利益又は事業損失()()	5,402	1,217

() 事業利益 = 「売上収益 - 売上原価 - 販売費及び一般管理費」により計算しております。当社は、経常的事業活動からの収益の指標として、事業利益を重視しております。
事業利益は、IFRSで定義されている指標ではありません。

(3) 【要約四半期連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
四半期利益又は四半期損失()	5,198	1,060
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	2	16
純損益に振り替えられることのない項目合計	2	16
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	206	1
キャッシュ・フロー・ヘッジ	1	6
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	206	5
税引後その他の包括利益	205	11
四半期包括利益	5,402	1,049
四半期包括利益の帰属		
親会社の所有者	4,333	700
非支配持分	1,069	349
四半期包括利益	5,402	1,049

(4) 【要約四半期連結持分変動計算書】

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

(単位:百万円)

	注記	親会社の所有者に帰属する持分					
		資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素		
					その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度の再測定	キャッシュ・フロー・ヘッジ
2020年4月1日残高		14,030	18,876	158	7	-	203
四半期利益		-	-	-	-	-	-
その他の包括利益		-	-	-	1	-	1
四半期包括利益		-	-	-	1	-	1
自己株式の取得		-	-	0	-	-	-
自己株式の処分		-	0	0	-	-	-
配当金	6	-	-	-	-	-	-
所有者との取引額合計		-	0	0	-	-	-
2020年6月30日残高		14,030	18,876	158	7	-	203

	注記	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	資本合計
		その他の資本の構成要素		利益剰余金	親会社の所有者に帰属する持分合計		
		在外営業活動体の換算差額	その他の資本の構成要素合計				
2020年4月1日残高		286	495	7,295	24,958	13,931	38,889
四半期利益		-	-	4,189	4,189	1,009	5,198
その他の包括利益		143	144	-	144	60	205
四半期包括利益		143	144	4,189	4,333	1,069	5,402
自己株式の取得		-	-	-	0	-	0
自己株式の処分		-	-	-	0	-	0
配当金	6	-	-	578	578	316	894
所有者との取引額合計		-	-	578	578	316	894
2020年6月30日残高		429	639	12,062	20,047	12,545	32,592

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

(単位:百万円)

	注記	親会社の所有者に帰属する持分					
		資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素		
					その他の 包括利益を 通じて 公正価値で 測定する 金融資産	確定給付制 度の再測定	キャッシュ ・フロー ・ヘッジ
2021年4月1日残高		18,530	31,302	159	15	7	221
四半期利益		-	-	-	-	-	-
その他の包括利益		-	-	-	11	-	6
四半期包括利益		-	-	-	11	-	6
自己株式の取得		-	0	0	-	-	-
自己株式の処分		-	-	-	-	-	-
配当金	6	-	-	-	-	-	-
所有者との取引額合計		-	0	0	-	-	-
2021年6月30日残高		18,530	31,302	159	3	7	215

	注記	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	資本合計
		その他の資本の構成要素		利益剰余金	親会社の 所有者に 帰属する 持分合計		
		在外営業 活動体の 換算差額	その他の 資本の構成 要素合計				
2021年4月1日残高		417	630	17,602	31,442	6,368	37,810
四半期利益		-	-	719	719	341	1,060
その他の包括利益		14	19	-	19	8	11
四半期包括利益		14	19	719	700	349	1,049
自己株式の取得		-	-	-	0	-	0
自己株式の処分		-	-	-	-	-	-
配当金	6	-	-	893	893	227	1,120
所有者との取引額合計		-	-	893	893	227	1,120
2021年6月30日残高		431	649	17,776	31,249	6,490	37,739

(5) 【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期利益又は税引前四半期損失 ()	7,181	650
減価償却費及び償却費	5,008	5,069
減損損失	18	8
金融収益	79	172
金融費用	809	1,141
固定資産除売却損益(は益)	33	156
棚卸資産の増減額(は増加)	247	185
営業債権及びその他の債権の増減額(は増加)	1,770	84
営業債務及びその他の債務の増減額(は減少)	5,389	2,313
その他	690	1,183
小計	5,519	5,139
利息及び配当金の受取額	51	71
利息の支払額	444	443
法人所得税の支払額	614	3,414
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,527	1,353
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入れによる支出	-	3
有形固定資産の取得による支出	1,584	1,336
有形固定資産の売却による収入	315	741
敷金及び保証金の差入による支出	111	73
敷金及び保証金の回収による収入	261	607
営業譲受による支出	2,872	-
その他	483	304
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,474	368
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額	7,928	5,133
長期借入れによる収入	1,279	188
長期借入金の返済による支出	842	1,329
社債の償還による支出	239	229
リース負債の返済による支出	4,430	4,330
配当金の支払額	558	859
非支配株主への配当金の支払額	304	197
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,835	1,623
現金及び現金同等物に係る換算差額	131	57
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	8,298	695
現金及び現金同等物の期首残高	32,215	38,422
現金及び現金同等物の四半期末残高	23,918	37,728

【要約四半期連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社コロワイド（以下「当社」という。）は日本に所在する企業であります。その登記されている本社及び主要な事業所の住所はウェブサイト（URL <https://www.colowide.co.jp/>）で開示しております。2021年6月30日に終了する3ヶ月間の当社の要約四半期連結財務諸表は、当社及びその子会社（以下、「当社グループ」という。）により構成されています。

当社グループは、外食事業を幅広く営んでおり、直営による飲食店チェーンを展開すると共に、フランチャイズ加盟店の募集、加盟店の経営指導、商品の企画販売及び食材等の供給を行っております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、四半期連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定により、IAS第34号に準拠して作成しております。

要約四半期連結財務諸表は、年次連結財務諸表で要求されている全ての情報が含まれていないため、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものであります。

本要約四半期連結財務諸表は、2021年8月13日に代表取締役社長野尻公平及び最高財務責任者瀬尾秀和によって承認されております。

(2) 測定の基礎

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、公正価値で測定されている特定の金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を四捨五入して表示しております。

3. 重要な会計方針

本要約四半期連結財務諸表において適用する重要な会計方針は、以下を除き、前連結会計年度の連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

当社グループは、当第1四半期連結会計期間より、以下の基準を適用しております。

IFRS		新設・改訂の概要
IFRS第7号	金融商品：開示	金利指標改革に伴い、既存の金利指標を代替的な金利指標に置換える時に生じる財務報告への影響に対応するための改訂
IFRS第9号	金融商品	金利指標改革に伴い、既存の金利指標を代替的な金利指標に置換える時に生じる財務報告への影響に対応するための改訂
IFRS第16号	リース	金利指標改革に伴い、既存の金利指標を代替的な金利指標に置換える時に生じる財務報告への影響に対応するための改訂
IFRS第16号	リース	COVID-19に関連した2021年6月30日より後の賃料減免に関する会計処理を改訂

(1) IFRS第7号「金融商品：開示」、IFRS第9号「金融商品」及びIFRS第16号「リース」の適用

当社グループは、当連結会計年度より当該基準を適用しております。なお、当該基準の適用による要約四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(2) IFRS第16号「リース」の適用

本改訂は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の直接的な結果として賃料減免を受けたリースの借手に対して、簡便的な会計処理を選択することを認めるものであり、2021年3月の改訂により適用期間が延長されております。

当社グループは、上記の要件を満たす賃料減免について本便法を適用しております。

尚、本便法の適用により当第1四半期連結累計期間における税引前四半期利益が114百万円増加しております。

4. 重要な会計上の判断及び見積り

当社グループは、要約四半期連結財務諸表の作成において、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を用いております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。会計上の見積りの変更による影響は、その見積りを変更した会計期間及び影響を受ける将来の会計期間において認識しております。

尚、会計上の見積りにより、当連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

2020年初頭から続く新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から、これまで4度に及び緊急事態宣言が発出され、それにより売上収益の減少が継続しております。コロナ禍の現状は、ワクチン接種が始まっているものの、変異株の拡大もあり依然収束時期は不透明な状態が続いており、消費活動の本格的な回復も見通しづらい状況にあります。

しかしながら当社グループにおきましては、既に不採算店舗等を大量に閉鎖したことにより収益性が大幅に改善したことに加え、新規の出店投資の抑制、従業員の適正な配置転換による人材の活性化及び人件費の削減、賃借物件の家賃契約に代表される各種契約の見直しによる費用圧縮、業態集約並びに業態転換、提供メニューの工夫に基づく使用食材の歩留まり向上、需要予測の精緻化による食品廃棄ロスの低減、物流拠点の集約等のコスト面の各種施策を積極的・継続的に実施することにより、損益分岐点を改善させております。また休業や時短営業に対する政府の「協力金」等の支援体制の充実による収益面の下支えも行われております。これらを踏まえ、2022年3月期第2四半期は収益性の改善や上述の「協力金」等の収益下支え効果もあることから、業績の落ち込みは前年ほどには至らないものと見込まれます。更にワクチン接種効果が出てくると期待される第3四半期以降には、業績回復基調に入るものと想定しております。

以上を前提とした事業計画に基づき会計上の見積りを実施しております。

本要約四半期連結財務諸表の金額に重要な影響を与える見積り及び判断は、前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様であります。

5. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主として直営飲食店チェーン及びF C事業の展開を行っております。業態の類似性、営業業態の共通性等を総合的に考慮し、「㈱コロワイドMD」、「㈱アトム」、「㈱レイズインターナショナル」、「カップ・クリエイト㈱」及び「㈱大戸屋ホールディングス」の5つを報告セグメントとしております。尚、「㈱アトム」は子会社1社、「㈱レイズインターナショナル」は子会社22社及び「カップ・クリエイト㈱」は子会社2社及び「㈱大戸屋ホールディングス」は子会社8社を含んでおります。

㈱コロワイドMDは、各種食料品の商品開発・調達・製造・物流のマーチャンダイジング全般を行っております。

㈱アトムは、主に「にぎりの徳兵衛」・「ステーキ宮」などのレストラン業態の直営飲食店チェーン及びF C事業の運営を行っております。

㈱レイズインターナショナルは、主に「牛角」・「温野菜」・「土間土間」・「かまどか」・「手作り居酒屋 甘太郎」・「北の味紀行と地酒 北海道」・「FRESHNESS BURGER」などのレストラン及び居酒屋業態のフランチャイズ加盟店の募集、加盟店の経営指導、商品の企画販売及び食材等の供給の他、直営店舗の運営を行っております。

カップ・クリエイト㈱は、主に「かっぱ寿司」などの回転寿司の直営店の運営の他、寿司・調理パンなどのデリカ事業を行っております。

㈱大戸屋ホールディングスは、定食店「大戸屋ごはん処」などの国内及び海外におけるチェーン展開を行うグループ会社の企画・管理・運営を行っております。尚、当社は前第2四半期連結会計期間末より同社を連結子会社化しております。

(2) 報告セグメントごとの売上収益、利益または損失、及びその他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は「3. 重要な会計方針」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

(3) 報告セグメントごとの売上収益、利益又は損失、及びその他の項目の金額に関する情報
前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注4)	合計	調整額 (注5)	要約四半 期連結財 務諸表計 上額 (注6)
	(株)コロ ワイドMD	(株)アトム (注1)	(株)レイン ズイン ターナ ショナル (注2)	カップ・ クリエ イト(株) (注3)	(株)大戸屋 ホール ディ ングス	合計				
売上収益										
外部顧客への売 上収益	142	6,029	10,301	13,488	-	29,959	522	30,481	-	30,481
セグメント間の 内部売上収益又 は振替高	11,089	53	269	122	-	11,533	3,568	15,102	15,102	-
合計	11,231	6,081	10,570	13,611	-	41,493	4,090	45,583	15,102	30,481
セグメント利益又 は損失()	152	1,139	3,530	1,239	-	6,060	134	6,194	256	6,450
金融収益										79
金融費用										809
税引前四半期損失 ()										7,181
法人所得税費用										1,983
四半期損失()										5,198

(注1) 「(株)アトム」セグメントには、(株)アトム及びその連結子会社が含まれております。

(注2) 「(株)レインズインターナショナル」セグメントには、(株)レインズインターナショナル及びその連結子会社が含まれております。

(注3) 「カップ・クリエイト(株)」セグメントには、カップ・クリエイト(株)及びその連結子会社が含まれております。

(注4) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ワールドピーコム(株)における外食事業向けセルフ・オーダー・トータル・システムの開発・販売、無線通信技術の開発・運用、(株)バンノウ水産における鮭類並びに水産物の卸売、加工販売及び飲食店運営、(株)シルスマリアにおける生菓子、焼き菓子、チョコレート(生チョコ他)の製造・販売、(株)ココットにおける事務処理業務、(株)WORITS、(株)ダブリューピージャパン、(株)ダイニング・クリエーションにおける飲食店運営、(株)ダイニングエールにおける給食事業運営及び(株)フューチャーリンクにおけるFC事業運営となっております。

(注5) 調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。また、セグメント利益の調整額 2億56百万円には、未実現利益の調整額及び報告セグメントに帰属しない一般管理費等が含まれております。

(注6) セグメント利益は、要約四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注5)	合計	調整額 (注6)	要約四半 期連結財 務諸表計 上額 (注7)
	(株)コロ ワイドMD	(株)アトム (注1)	(株)レイン ズインター ナショナル (注2)	カップ・ クリエイト (株) (注3)	(株)大戸屋 ホール ディング ス (注4)	合計				
売上収益										
外部顧客への売上収益	97	6,761	11,409	16,393	4,047	38,707	623	39,330	-	39,330
セグメント間の内部売上収益又は振替高	14,468	51	392	142	19	15,073	4,190	19,263	19,263	-
合計	14,565	6,812	11,801	16,535	4,066	53,781	4,813	58,593	19,263	39,330
セグメント利益又は損失()	63	15	1,339	49	406	1,841	294	2,135	517	1,618
金融収益										172
金融費用										1,141
税引前四半期利益										650
法人所得税費用										410
四半期利益										1,060

(注1) 「(株)アトム」セグメントには、(株)アトム及びその連結子会社が含まれております。

(注2) 「(株)レインズインターナショナル」セグメントには、(株)レインズインターナショナル及びその連結子会社が含まれております。

(注3) 「カップ・クリエイト(株)」セグメントには、カップ・クリエイト(株)及びその連結子会社が含まれております。

(注4) 「(株)大戸屋ホールディングス」セグメントには、(株)大戸屋ホールディングス及びその連結子会社が含まれております。

(注5) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ワールドピーコム(株)における外食事業向けセルフ・オーダー・トータル・システムの開発・販売、無線通信技術の開発・運用、(株)パンノウ水産における鮪類並びに水産物の卸売、加工販売及び飲食店運営、(株)シルスマリアにおける生菓子、焼き菓子、チョコレート(生チョコ他)の製造・販売、(株)ココットにおける事務処理業務、(株)WORITS、(株)ダブリューピージャパン、(株)ダイニング・クリエーションにおける飲食店運営、(株)ダイニングエールにおける給食事業運営及び(株)フューチャーリンクにおけるFC事業運営となっております。

(注6) 調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。また、セグメント利益の調整額 5億17百万円には、未実現利益の調整額及び報告セグメントに帰属しない一般管理費等が含まれております。

(注7) セグメント利益は、要約四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

6. 配当金

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年5月22日 取締役会	普通株式	375	5	2020年3月31日	2020年6月12日	利益剰余金
	優先株式	94	3,126,360			
	第2回優先株式	109	3,626,360			

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年5月13日 取締役会	普通株式	375	5	2021年3月31日	2021年6月25日	利益剰余金
	優先株式	94	3,126,360			
	第2回優先株式	109	3,626,360			
	第3回優先株式	315	3,500,000			

7. 売上収益

収益の分解

当社グループは、収益を主要な財・サービスの種類別により分解しております。これらの分解した収益とセグメント売上収益との関係は、以下のとおりであります。

尚、当社は前第2四半期連結会計期間末より(株)大戸屋ホールディングスを連結子会社化しております。

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

(単位:百万円)

		報告セグメント				その他	合計
		(株)コロワイドMD	(株)アトム	(株)レイズインターナショナル	カップ・クリエイト(株)		
財・サービスの種類別	サービスの提供	127	5,832	5,639	10,855	141	22,595
	物品の販売	11	-	3,616	2,633	353	6,613
	その他	3	196	870	-	28	1,096
合計		142	6,029	10,125	13,488	522	30,305

(注) 顧客との契約から生じる収益は、外部顧客への売上収益で表示しております。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

(単位:百万円)

		報告セグメント					その他	合計
		(株)コロワイドMD	(株)アトム	(株)レイズインターナショナル	カップ・クリエイト(株)	(株)大戸屋ホールディングス		
財・サービスの種類別	サービスの提供	19	6,757	5,882	12,999	2,695	190	28,541
	物品の販売	75	-	4,268	3,394	1,125	399	9,262
	その他	3	4	1,128	-	227	35	1,397
合計		97	6,761	11,279	16,393	4,047	623	39,200

(注) 顧客との契約から生じる収益は、外部顧客への売上収益で表示しております。

顧客との契約及びその他の源泉から認識した収益の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
顧客との契約から認識した収益	30,305	39,200
その他の源泉から認識した収益	176	130
合計	30,481	39,330

その他の源泉から認識した収益は、IFRS第16号に基づくリース収益等であります。

サービスの提供

主なサービスの提供による収益は、飲食店における顧客からの注文に基づく料理の提供であります。当該料理の提供による収益は、顧客へ料理を提供し、対価を收受した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。各月の収益として計上された金額は、利用者により選択された決済手段に従って、クレジット会社等が別途定める支払条件により履行義務充足後、短期のうちに支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

物品の販売

主な物品の販売による収益は、フランチャイズ(F C)加盟店に対する食材の販売及び菓子・惣菜等の販売店舗における加工食品の販売であります。当該食材の販売及び加工食品による収益は、顧客に商品を引渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。約束された対価は履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

当社グループが顧客に対して支払いを行っている場合で、顧客に支払われる対価が顧客からの別途の財又はサービスに対する支払いでない場合には、取引価格からその対価を控除し、収益を測定しております。

その他

主なその他の収益は、店舗運営希望者に対するF C権の付与により受領した収入(F C加盟金及びロイヤルティ収入)によるものであります。当該店舗運営希望者に対するF C権の付与により受領した収入は、取引の実態に従って収益を認識しております。

F C契約締結時にF C加盟者から受領するF C加盟金は、当該対価を契約負債として計上し、履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益として認識しております。

ロイヤルティ収入は、F C加盟者の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。約束された対価は、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

8. 金融商品

(1) 公正価値の測定方法

金融商品の公正価値の主な測定方法は、以下のとおりであります。

尚、下記を除く金融商品は主に短期間で決済されるものであるなど、公正価値は帳簿価額に近似しているため、当該帳簿価額によっております。

敷金・保証金

敷金・保証金の公正価値は、償還予定時期を見積り、敷金・保証金の回収見込額を、安全性の高い長期の債券の利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値により測定しております。

リース債権

リース債権の公正価値は、元金利の合計額である将来キャッシュ・フローを、安全性の高い長期の債券の利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値により測定しております。

設備・工事未払金

1年内支払予定を除く割賦購入による未払金の公正価値は、安全性の高い長期の債券の利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値により測定しております。

社債及び借入金

社債及び借入金のうち、固定金利によるものの公正価値は、元金利の合計額である将来キャッシュ・フローを、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。社債及び借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は借入実行後大きな変動はないことから、契約上の金額である帳簿価額が公正価値となっております。

優先株式

優先株式の公正価値は、優先配当金の合計額である将来キャッシュ・フローを、安全性の高い長期の債券の利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

株式

上場株式の公正価値は、市場における公表価格に基づいて測定しており、公正価値ヒエラルキーレベル1に区分されます。

非上場株式の公正価値は、類似上場企業比較法、純資産に基づく評価技法等を用いて測定しており、公正価値ヒエラルキーレベル3に区分されます。

デリバティブ

デリバティブは、金利スワップ契約で構成されています。

金利スワップ契約の公正価値は、将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値に基づき測定しており、公正価値ヒエラルキーレベル2に区分されます。

(2) 償却原価で測定される金融商品の公正価値

償却原価で測定される金融商品の帳簿価額と公正価値は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)		当第1四半期 連結会計期間 (2021年6月30日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
(金融資産)				
その他の金融資産				
敷金・保証金	21,062	21,062	20,595	20,603
リース債権(注2)	1,473	1,505	1,432	1,495
合計	22,535	22,567	22,027	22,098
(金融負債)				
営業債務及びその他の債務				
設備・工事未払金(注2)	6,826	6,873	6,823	6,854
社債及び借入金				
社債(注2)	48,831	49,091	48,676	48,995
借入金(注2)	84,741	84,945	88,744	88,820
その他の金融負債				
優先株式	200	162	200	166
合計	140,598	141,071	144,443	144,836

(注1) 上記表には、金融商品の帳簿価額が公正価値の合理的な近似値である場合、それらの項目に関する情報は含まれておりません。

(注2) 1年内回収、1年内返済及び償還予定の残高を含んでおります。

(3) 公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで以下のように分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産または負債の市場価格

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接または間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察可能でないインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値のヒエラルキー

公正価値のヒエラルキーごとに分類された要約四半期連結財政状態計算書に公正価値で測定される金融資産及び金融負債の公正価値ヒエラルキーは、以下のとおりであります。

前連結会計年度（2021年3月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
（金融資産）				
その他の金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定				
株式	-	-	2,384	2,384
その他	-	-	328	328
その他の包括利益を通じて公正価値で測定				
株式	259	-	52	311
合計	259	-	2,764	3,022
（金融負債）				
その他の金融負債				
ヘッジ手段として指定されたデリバティブ負債	-	335	-	335
合計	-	335	-	335

（注） 前連結会計年度において、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替はありません。

当第1四半期連結会計期間(2021年6月30日)

(単位:百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(金融資産)				
その他の金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定				
株式	-	-	2,001	2,001
その他	-	-	333	333
その他の包括利益を通じて公正価値で測定				
株式	235	-	52	287
合計	235	-	2,386	2,621
(金融負債)				
その他の金融負債				
ヘッジ手段として指定されたデリバティブ負債	-	327	-	327
合計	-	327	-	327

(注) 当第1四半期連結会計期間において、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替はありません。

レベル3に分類された金融商品

レベル3に分類された金融商品について、当第1四半期連結累計期間においては重要な変動は生じていません。

9. 1 株当たり利益

(1) 基本的1株当たり四半期利益

基本的1株当たり四半期利益及びその算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
親会社の普通株主に帰属する四半期利益(百万円)		
親会社の所有者に帰属する四半期利益	4,189	719
親会社の普通株主に帰属しない金額		
資本に分類される優先株式への配当	203	518
親会社の普通株主に帰属する四半期利益	4,391	201
普通株式の加重平均株式数(株)	75,034,501	75,033,958
基本的1株当たり四半期利益(円)	58.52	2.68

(2) 希薄化後1株当たり四半期利益

希薄化後1株当たり四半期利益及びその算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
親会社の普通株主に帰属する希薄化後四半期利益 (百万円)		
親会社の所有者に帰属する四半期利益	4,189	719
当期利益調整額		
資本に分類される優先株式への配当	203	518
子会社の潜在株式に係る利益調整額	-	-
親会社の普通株主に帰属する希薄化後四半期利益	4,391	201
普通株式の希薄化後加重平均株式数(株)		
希薄化の影響	-	-
普通株式の希薄化後加重平均株式数	75,034,501	75,033,958
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	58.52	2.68

10. 重要な後発事象

該当する事項はありません。

2【その他】

2021年5月13日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議致しました。

(1) 配当金の総額

普通株式	375百万円
優先株式	94百万円
第2回優先株式	109百万円
第3回優先株式	315百万円

(2) 1株当たり配当額

普通株式	5円
優先株式	3,126,360円
第2回優先株式	3,626,360円
第3回優先株式	3,500,000円

(3) 支払請求の効力発生日 2021年6月25日

(注) 2021年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年8月13日

株式会社コロワイド

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井出 正弘 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山本 道之 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 相澤 陽介 印
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社コロワイドの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、株式会社コロワイド及び連結子会社の2021年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき要約四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約四半期連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務

諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において要約四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 要約四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・ 要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。